

令和7年度 秋田市

中小企業採用・人材育成支援事業

秋田市では、新規学卒者やAターン（県外からの移住）希望者の就職促進と早期離職の抑制を図るため、市内中小企業の採用・人材育成の費用の一部を支援します。

補助対象者

次のいずれにも該当すること

- (1) 市内に事業所を有する中小企業又は誘致企業であること
- (2) 新規学卒者を対象に、勤務地が秋田市内である正規雇用の求人を行っていること
- (3) 「あきた就職ナビ」（秋田県ふるさと定住機構）に登録し、勤務地が秋田市内である正規雇用の求人を行っていること
- (4) 市税に滞納がないこと

対象事業

(1) 求人情報発信支援事業

就職情報サイトの掲載、採用に関するホームページや動画の作成、各種企業説明会への出展等の費用

(2) インターンシップ支援事業

県外からインターンシップを受け入れた場合に要した交通費や宿泊費

(3) 人材育成支援事業

入社2年未満の正規雇用者を対象とした教育や研修等の受講費用

補助額

・対象経費（税抜）の2分の1以内・補助上限額30万円※（千円未満端数切捨）

※前年度に「(1)求人情報発信支援事業」の交付実績がある場合、当該事業については上限15万円

申請期限

・令和8年2月27日（金）まで（ただし、予算に達し次第、受付終了）

実績報告期限

・令和8年3月19日（木）まで（対象経費の支払が完了していること）

◆お問い合わせ◆

令和7年4月発行

秋田市産業振興部企業立地雇用課【市庁舎3階 窓口3-7】

TEL 018-888-5734

申請書ダウンロードは ↓

FAX 018-888-5732

E-mail ro-inbl@city.akita.lg.jp

秋田市中小企業採用・人材育成支援事業 検索

市のホームページ



対象事業	補助対象経費
(1) 求人情報発信支援事業	ア 就職・転職情報サイトで求人活動を行う経費 イ 各種企業説明会の出展に係る経費（交通費および宿泊費等の経費は対象外） ウ 各種企業説明会で使用する装飾品に係る費用（配布物や贈答品は対象外） エ 採用に関するホームページの新規作成や改修を行う経費。又は従業員がその操作方法等を習得するための講習等に係る経費 オ 採用に関するPR動画の制作に係る経費（業務内容を紹介しているもの）
(2) インターンシップ支援事業	ア 対象事業者が実施するインターンシップに参加するために大学生等が要した経費のうち当該事業者が負担した交通費および宿泊費 (7) 交通費 大学生等が県外の居住地からインターンシップを行う事業所等（市内）を往復するために必要な公的交通機関の使用に要した実費を領収書で証明できるもの（ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外） (4) 宿泊費 インターンシップ実施期間（実施日の前後を含む。）に、インターンシップ実施先に滞在するために要した実費を領収書で証明できるもの（ただし、食事代は対象外）
(3) 人材育成支援事業	ア 対象事業者が実際に負担した、新規採用者（入社2年未満の正規雇用者）の教育や研修に要する経費 (7) 教育・研修費 他の事業者（資本関係がない事業者に限る。）が実施するセミナーや教育訓練等の受講費用（ただし、交通費、宿泊費、食事代は対象外）

申請の流れ

※①事業完了後の補助申請は補助対象外です。（事前着手は可）

①補助申請 → ②交付決定 → ③事業完了 → ④実績報告 → ⑤実績確認 → ⑥補助金額確定 → ⑦補助金交付 → ⑧アンケート調査

申請書類

※申請様式等は、ホームページからダウンロードできます。

- (1) 秋田市中心企業採用・人材育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）※押印不要
- (2) 事業計画書(別紙1)
- (3) 収支予算書(別紙2)
- (4) 補助対象事業の内容が分かる資料
- (5) 補助対象経費の見積書等の写し
- (6) 大学生等や高校生に正規雇用の求人を行っていることを示す資料
- (7) Aターン就職マッチング支援サイト「あきた就職ナビ」に登録し、求人情報を公開していることを示す資料
- (8) 誓約書(別紙3)
- (9) 法人登記事項証明書の写し
- (10) 納税証明書(市税に未納がない証明書)
- (11) 「人材育成支援事業」を対象として申請する場合は、教育等を受ける新規採用者の入社時期および正規雇用を確認できる書類の写し
- (12) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類